

令和 7 年度事業計画

1 基本方針

建築士法に位置づけられた法定団体としてその責務を果たし、建築士事務所の適正化や、社会的地位の向上に資すると共に、地球環境負荷の低減及び建築文化の発展に貢献することを基本方針とする。

2 重点事項

- (1) 地球環境負荷の低減を図るため、木材利用拡大及び省エネルギーを推進する。
- (2) 木造建築や木質化の推進及び技術者の育成を図る。
- (3) 建築士事務所の業務拡大と技術の向上を図る。
- (4) 会員増強により組織を強化し建築士事務所運営の適正化を図る。

3 事業計画

- (1) 東日本大震災の被災者支援に関する事業「(一社) 岩手県建築士事務所協会・(一社) 日事連・建築復興支援センター」関係(継続1)

地域木材による耐震性、耐久性、省エネ性に優れた岩手県地域型住宅の推進を行うと共に今後発生する災害復興支援体制を維持する。

- (2) 指定事務所登録機関関係

知事指定建築士事務所登録機関として建築士事務所登録等関係事務を行う。

- (3) 総務委員会関係

当会運営のための総務に関する業務及び各種事業の推進に積極的に取り組む。

- ① 当会運営のための総務に関する業務の推進を図る。
- ② 適合証明登録事業として講習会の実施及び登録業務を行う。
- ③ 既存住宅状況調査技術者登録事業として講習会の実施及び登録業務を行う。
- ④ 木造住宅の耐震化を図るため木造住宅耐震診断事業を行う。
- ⑤ 会員増強及び組織の強化に取り組む。
- ⑥ 業務報酬基準の周知徹底を図る。
- ⑦ 建築士サポートセンターの運営。
- ⑧ (有)日事連サービスとの連携による建築士事務所賠償責任保険加入促進を図る。
- ⑨ 日事連建築賞の実施に係る応募の促進を図る。
- ⑩ 会員名簿を発行する。
- ⑪ 第47回建築士事務所全国大会(新潟大会)参加。

(4) 教育・情報委員会関係

建築士事務所の社会的な地位の向上並びに建築士事務所及び所属建築士の資質の向上を図るため各種講習会等を実施する。

- ① 管理建築士講習及び建築士定期講習の実施及び受講促進を図る。
- ② 知事指定による建築士事務所の管理研修会の実施及び受講促進を図る。
- ③ 開設者及び所属建築士の資質や技術向上のための講習会を実施する。
- ④ 建築士事務所憲章の周知を図る。

(5) 業務・技術委員会関係

公共建築の設計監理等に関する業務の進歩改善と適正な執行を図ると共に建築技術の向上に資するため各種技術講習を実施する。

- ① 公共建築の設計監理の適正化と進歩改善を図る。
- ② 「いわて公共建築フォーラム」を開催する（継続5）。
- ③ 公共建築にかかる建築工事積算マニュアル（R I B C）を作成する。
- ④ 特記仕様書及び建築工事技術資料等を作成する。
- ⑤ R I B Cに関する技術支援を行う。
- ⑥ 各種技術講習並びに会員への情報提供を行う。
- ⑦ 住宅市場技術基盤強化推進事業による省エネ技術者の育成を図る。（継続6）。
- ⑧ 建築士法改正に基づき告示（第8号及び第670号）による業務報酬基準の遵守を官民発注者側へ要請する。
- ⑨ I Tなどによる多用な情報化時代に対応するためB I M等の研修を行う。

(6) 広報・渉外委員会関係

建築士事務所協会の社会的な役割・存在意義について周知を図ると共に各種広報活動を行う。

- ① 会誌「まがりや」発行事業として、機関誌を刊行する。
- ② ホームページの充実及び会員への情報の提供の充実を図る。
- ③ 建築士事務所キャンペーン事業を実施する（継続3）。
- ④ 賛助会員との連携を強化し、各種P Rの充実を図る。
- ⑤ 必要に応じ各種要望・陳情を行う。

(7) 青年・女性委員会関係

建築士事務所の後継者育成のための研鑽と社会貢献を行う。また、女性部会を新設し新たな視点による取り組みと研鑽を図る。

- ① 日事連全国大会での青年話創会へ参加する。
- ② 北海道・北東ブロック青年部会へ参加する。
- ③ 青年・女性建築士の交流と研鑽のための研修会を実施する。
- ④ 行政及び協会各事業への参加と支援を行う。

(8) 木造建築推進委員会関係

木造建築や木質化の流れの中で地球環境負荷の低減を図るため、木造建築の促進に積極的に取り組む。

- ① 木造建築の推進及び中大規模木造建築設計者の育成を行う。
- ② 木造建築や木質化の推進を図るため、調査研究や現地視察を行う。

(9) 岩手県建築設計サポートセンター事業（継続4）

構造設計・設備設計等の円滑な実施支援に加え、各種相談窓口の充実を図り幅広くサポートする。

- ① 構造・設備一級建築士等の紹介を行う。
- ② 指定確認検査機関・適判機関等に関する苦情の受付及び対応をする。
- ③ 建築基準法・建築士法等の相談に対応する。

(10) 苦情相談事業（継続2）

自律的監督体制の確立と建築主等の保護のため、建築士法第27条の5に基づく苦情解決業務を行う。

(11) 耐震診断・耐震改修相談事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断、耐震改修の円滑な推進のため、建物所有者等の相談に応じる。

(12) 既存住宅状況調査に係る相談事業

宅建業法改正に伴い、既存住宅状況調査に係る相談窓口を設置し、住宅居住者等からの問い合わせに対応する。

(13) 賛助会員と正会員の連携と情報の共有化

- ① 賛助会員の新製品、新技術の情報共有のための研修会等を開催する。
- ② 賛助会員と正会員の交流を図り建築技術の進歩発展に寄与する。

(14) 行政庁との連携、協力

- ① 今後想定される震災の支援要請に積極的に協力する。
- ② 行政庁で行う各種施策及び行事に対する連携、協力を行う。